

気象警報発表時における登下校の対応について (町内小学校・中学校)

令和7年4月1日現在
池田町・養基組合教育委員会

【1. 警報について】

すべての気象警報が対象です。池田町に発表された場合に該当します。

【2. 警報発表時における休業及び登下校について】

(1) 児童生徒の通常の登校前に警報が発表されている場合

警報解除時刻	授業	昼食
午前7:00まで	平常通り実施	給食あり
午前7:00以降 警報が解除されても、 解除されなくても	臨時休業(児童クラブも休み)	給食なし

- ・警報解除後であっても、道路の冠水、家屋や樹木の倒壊等で危険な場合は登校を見合わせ、その旨を学校へ連絡してください。
- ・気象状況によっては、警報が発表されていない場合でも、休業等にすることがあります。

(2) 児童生徒が登校後に警報が発表された場合(児童クラブは休み)

- ・学校待機とし、保護者に「引き渡し」をします。
- ・気象状況によっては、警報が発表されていない場合でも、授業を中止して下校させる場合があります。
- ・警報解除後も帰宅が困難である場合、学校待機とし、保護者に「引き渡し」をします。